

農産物検査規格検討会（第1回）

農産物検査規格検討会（第1回）

日時： 令和元年10月15日（火）

会場： 農林水産省第3特別会議室

時間： 午後2時56分～午後5時03分

議事次第

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 議 事
 - (1) 農産物規格・検査の情勢と最近の検討及び対応について
 - (2) 意見交換
 - (3) その他
- 4 閉 会

配付資料

議事次第

農産物検査規格検討会委員名簿

農産物検査規格検討会（第1回）【座席表】

資料1 「農産物検査規格検討会」の開催について

資料2 農産物規格・検査の情勢と最近の検討及び対応

資料3 検討参考資料

出席委員

座 長	大 坪 研 一	新潟薬科大学応用生命科学部応用生命科学科特任教授
委 員	梅 本 典 夫	全国主食集荷協同組合連合会会長

委	員	江	渡	浩	一般財団法人日本穀物検定協会理事
委	員	荻	島	雅洋	一般財団法人全国瑞穂食糧検査協会常務理事
委	員	金	子	真人	株式会社金子商店代表取締役社長
委	員	栗	原	竜也	全国農業協同組合連合会米穀生産集荷対策部部長
委	員	郡	司	和久	木徳神糧株式会社執行役員、米穀事業生産部門部門長
委	員	齋	藤	一志	公益社団法人日本農業法人協会副会長
委	員	夏	目	智子	特定非営利活動法人ふぁみりあネット理事長
委	員	横	田	修一	全国稲作経営者会議青年部顧問

午後2時56分 開会

○検査物課課長補佐 定刻より少し早いですが、皆さんおそろいになりましたので、只今から第1回農産物検査規格検討会を開催させていただきます。

開催に当たりまして、天羽政策統括官から一言ごあいさつ申し上げます。

○天羽政策統括官 ただいま御紹介いただきました政策統括官の天羽でございます。

本日は御多忙のところ、委員の皆様方におかれましては、御参集いただきまして、誠にありがとうございます。農産物検査規格検討会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

農産物規格・検査につきましては、今年の1月から農産物規格・検査に関する懇談会を開催いたしまして、3月に中間論点整理を取りまとめたところでございます。この中間論点整理を踏まえまして、今年の7月には検査関係事務の効率化などに向けての告示の改正などを行ったほか、検査精度の向上に向けての取り組みにも着手をしているところでございます。

また、8月には穀粒判別器に関する検討チームを開催し、その取りまとめを踏まえて、来年度から穀粒判別器の活用を可能とする告示などの改正に向けて、10月4日からパブコメをやっている最中でございます。来月には告示などの公布を予定しているところでございます。

本日よりお願いしておりますこの検討会におきましては、このような中間論点整理の取りまとめやその後の状況の変化も踏まえまして、農産物検査規格の見直しなどについて御検討をいただきたいと考えております。委員の皆様方におかれましては、それぞれの御専門のお立場から忌憚のない御意見、活発な御議論をお願いいたしまして、私のあいさつとさせていただきます。今日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○検査物課課長補佐 恐れ入りますが、カメラ撮りにつきましては、ここまでとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

配付資料一覧にございますように、議事次第、委員名簿、座席表、資料1、資料2、資料3を配付しております。不足などございましたら、会議の途中でも結構ですので、事務局にお申しつけください。

本検討会の委員の皆様を委員名簿の順で御紹介させていただきます。

全国主食集荷協同組合連合会会長、梅本典夫委員でございます。

○梅本委員 梅本です。どうぞよろしくお願いいたします。

○検査物課課長補佐 一般財団法人日本穀物検定協会理事、江渡浩委員でございます。

- 江渡委員 江渡です。よろしくお願いいたします。
- 検穀物課課長補佐 新潟薬科大学応用生命科学部応用生命科学科特任教授、大坪研一委員でございます。
- 大坪委員 大坪でございます。よろしくお願いいたします。
- 検穀物課課長補佐 一般財団法人全国瑞穂食糧検査協会常務理事、荻島雅洋委員でございます。
- 荻島委員 荻島でございます。よろしくお願いいたします。
- 検穀物課課長補佐 株式会社金子商店代表取締役社長、金子真人委員でございます。
- 金子委員 よろしくよろしくお願いいたします。
- 検穀物課課長補佐 全国農業協同組合連合会米穀生産集荷対策部部长、栗原竜也委員でございます。
- 栗原委員 栗原です。よろしくお願いいたします。
- 検穀物課課長補佐 木徳神糧株式会社執行役員、米穀事業生産部門部門長、郡司和久委員でございます。
- 郡司委員 郡司でございます。よろしくお願いいたします。
- 検穀物課課長補佐 公益社団法人日本農業法人協会副会長、齋藤一志委員でございます。
- 齋藤委員 齋藤です。よろしくお願いいたします。
- 検穀物課課長補佐 特定非営利活動法人ふぁみりあネット理事長、夏目智子委員でございます。
- 夏目委員 夏目でございます。よろしくお願いいたします。
- 検穀物課課長補佐 全国稲作経営者会議青年部顧問、横田修一委員でございます。
- 横田委員 横田です。よろしくお願いいたします。
- 検穀物課課長補佐 なお、弁護士、公立大学法人高崎経済大学理事長、高木賢委員でございますが、本日はご都合により御欠席されております。

次に、農林水産省からの出席者につきましては、座席表で御確認いただきますようお願いいたします。

本検討会は公開で行います。事前に本日の傍聴を希望される方を公募しまして、約20名の方が傍聴されております。

続きまして、議題に入らせていただきます前に、本検討会は農産物検査に関する基本要領に基づきまして、「検討会に、座長を置き、委員の互選によって選任する」と規定しているところ

ろでございます。この規定に従いまして、座長を選任したいと思います。どなたか御推薦いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○梅本委員 平成26年の農産物検査規格検討会、今年の穀粒判別器に関する検討チーム、いずれも座長を務められた大坪先生にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○検査物課課長補佐 ありがとうございます。

委員の皆様、大坪委員の御推薦がございました。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○検査物課課長補佐 大坪委員、御推薦がありましたので、いかがでしょうか。

○大坪委員 御推薦いただきましたので、お引き受けたいと思います。

○検査物課課長補佐 御了承いただきましたので、大坪委員を座長に選任させていただきます。

お手数ですが、座長席に御移動をお願いいたします。

この後の議事進行につきましては、大坪委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○大坪座長 それでは、今後は私が進行させていただきます。次第に従って進めます。

まず、事務局から資料1に基づき、検討会の開催について御説明をいただきます。その後、事務局から資料2及び資料3について御説明をいただき、各委員の皆様から順に御意見を伺いたいと思います。

委員各位、それから事務局におかれましては、効率よく議事を進められるよう円滑な進行に御協力いただきたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

まずは、事務局から資料1の説明をお願いいたします。

○上原米麦流通加工対策室長 それでは、資料1につきまして、御説明をさせていただきます。

私は、米麦流通加工対策室長の上原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料1を御覧ください。本検討会、「農産物検査規格検討会」の開催について整理したものでございます。

まず、「1 位置付け」でございます。

本検討会につきまして、農産物検査法第11条第3項において、農林水産大臣は、農産物検査規格を設定し、変更し、又は廃止しようとするときは、農産物の検査等に関し学識経験を有する者及び関係者の意見を聴くものとされております。

これを踏まえ、農林水産大臣から委嘱をさせていただきました学識経験者等によりまして構成される本検討会を開催させていただく次第でございます。

2番は本検討会の「検討内容」についてでございます。

「農産物検査規格項目の見直しについて」ということでございます。

少し詳しく括弧内に書かせていただいておりますので、御紹介をさせていただきたいと思っております。

農産物規格・検査につきましては、本年1月より「農産物規格・検査に関する懇談会」を開催いたしまして、本年3月に「中間論点整理」を取りまとめております。

中間論点整理におきましては、農産物規格・検査につきまして、現行制度の基本は堅持しつつも見直しを進める必要があるということ、そして、その方向が整理をされております。また、今後とも不断の点検を行い、随時、見直しを検討する必要があるということが示されております。

この中間論点整理を踏まえまして、本年7月には検査関係事務の効率化のための告示改正を行い、また8月には「穀粒判別器に関する検討チーム」の取りまとめを行っております。これらを踏まえまして、来年度より穀粒判別器の活用を可能とする告示等の改正を予定しております。

このような中間論点整理の取りまとめ、そしてその後の動き等を踏まえまして、農産物検査規格項目の見直しについて検討をいただくものでございます。

委員につきましては、先ほど、事務局から御紹介したとおりでございます。

スケジュールでございますが、本日、第1回の検討会を開催させていただき、11月に第2回、12月に第3回の検討会を順次開催してまいりたいと思っております。

必要があれば、第3回以降も開催をしてみたいと考えております。

なお、本検討会における議論を踏まえまして、告示の改正等の必要な手続を行っていく予定でございます。

2ページ、3ページ、4ページにつきましては、それぞれ関連の資料を添付しておりますが、御説明については省略をさせていただきます。

資料1につきましては、以上でございます。

○大坪座長 ありがとうございます。

ただいまの資料1に関する御説明に対しまして御質問があればお受けしたいと思っておりますが、委員の皆様いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、資料2の御説明をお願いいたします。

○上原米麦流通加工対策室長 それでは、資料2の御説明をさせていただきます。「農産物規格・検査の情勢と最近の検討及び対応」について整理したものでございます。

まず、2ページを御覧ください。

「農産物規格・検査の概要」といたしまして、農産物検査法の概要について整理をしております。

農産物規格・検査につきましては、全国統一的な規格に基づく等級格付により、現物を確認することなく、大量・広域に流通させることを可能とする仕組みでございます。

昭和26年の農産物検査法の制定の後、情勢の変化に合わせ、農産物規格につきまして品位の項目の追加、等級の見直しなどを行っております。また、品位の基準（混入率など）につきましては、等級の簡素化などに伴う変更を行ってまいりました。検査手法につきましては、平成12年の法改正により民営化が行われております。

下に主な項目について御紹介をしております。

まず、農産物検査法第1条でございますが、法の位置づけでございます。

この法律は、農産物検査の制度を設けるとともに、その適正かつ確実な実施を確保するための措置を講ずることにより、農産物の公正かつ円滑な取引、そしてその品質の改善を助長し、あわせて農家経済の発展と農産物消費の合理化に寄与することを目的としております。

その下に対象品目、検査の種類について記載をさせていただいております。

また、右側でございますが、農産物検査法の改正について主なものを御紹介しております。

先ほど申し上げましたとおり、平成12年の改正により、農産物検査を民営化しております。平成18年までに農林水産大臣が登録した民間の検査機関により検査を実施することとし、実行されております。

また、平成26年の改正におきましては、地方分権改革の一環といたしまして、一定の登録検査機関に係る登録、指導監督の事務を都道府県に委譲しております。

右下に、主な農産物規格規程の改正について記載をしております。

最近の項目でございますが、平成13年に、先ほどの民営化とあわせ、容積重の最低限度と等級の「等外」などの廃止を行っております。

また、平成26年でございますが、飼料用米の検査規格を新設しております。

3ページを御覧ください。

検査数量等について整理をしております。

検査数量が最も多いのは米穀でございますが、水稻うるち玄米の検査手数料は、60kg当たり

50～100円が大半でございます。

下に検査数量の推移について記載をしております。

生産量、平成19年870万5,000tということで、主食用の玄米につきまして、平成24年では821万t、29年は730万6,000tとなっております。

一番下に受検率を記載しておりますが、年々増加をしているということでございます。

平成30年につきましては、これはまだ途中の数字でございまして、31年、本年3月末現在の数字でございます。まだ最終確定前の数字ということでございます。

4ページを御覧ください。

現行の農産物規格について整理をしております。

まず、規格の中身、下側でございますが、品位、量目、荷造り及び包装について定めております。

品位でございますが、整粒、形質、水分、そして被害粒等といたしまして、死米、着色粒、そして異種穀粒、異物について定めております。

量目につきましては、紙袋の場合、30kg、または20kg、そして1等から3等以外に該当すると認められるものは25kgとすることができると定めております。

荷造り及び包装でございます。

紙袋の場合の規格を例示しておりますが、第一種紙袋の場合の例を記載しております。

紙袋の場合、第一種、第二種、第三種、第四種、そして、その他の項目に分かれてございます。

5ページを御覧ください。

登録検査機関数について記載をしております。

登録検査機関数や農産物検査員、検査場所は年々増加をしております。登録検査機関を系統別で見ますと、卸・小売、そしてJA系で全体の6割強を占めております。一方、登録検査機関となる大規模生産法人の数も増加する傾向にございます。

6ページを御覧ください。

玄米の検査状況と等級比率の推移について示しております。

水稻うるち玄米の検査数量は、近年、500万t弱程度で推移をしております。

検査数量の約8割を1等が占め、3等については、過去には10%を超えた年もございましたが、近年は2%前後で推移をしております。

グラフの中に主な項目について記載をさせていただいております。

平成元年に、異種穀粒の中に麦の混入限度の設定をしております。

また、平成13年でございますが、民営化が開始をされたということで、先ほど御紹介のとおり、容積重の廃止、それから等外の廃止ということを行っております。

7ページを御覧ください。

「情勢の変化」について整理をしております。

8ページには、技術の進展について記載をさせていただいております。

穀粒判別器でございますが、現行の農産物検査につきましては農産物検査員が目視で品位等の鑑定を行っておりますが、近年、着色粒などの被害粒の混入の割合を測定することができる穀粒判別器の開発が進展をしております。

現行機器ではメーカー間で測定結果のばらつきが大きかったのですが、最新の穀粒判別器では測定精度が向上をしております。

下に表を記載させていただいておりますが、現行の穀粒判別器の中ほどの欄に書いてございます測定精度につきましては、メーカー間で測定結果のばらつきが「胴割粒」のみ小さかったということがございます。新型穀粒判別器でございますと、「着色粒」「死米」「砕粒」も含めて測定精度が向上をしていると、メーカー間での測定結果のばらつきが小さいということがございます。

また、普及状況でございますが、現行は約3,400台、新型は約130台ということがございます。

また、価格でございますが、現行のものは60～200万円ということがございます。新型の方は、現在販売されているものが、約60万円ということがございます。

9ページを御覧ください。

色彩選別機について記載をさせていただいております。

米の生産・流通のそれぞれの段階で着色粒等を除去するために活用されている色彩選別機でございますが、近年、性能が向上するとともに価格が低下をしております。

左側に機能及び性能について記載をしております。

色彩選別機は、玄米及び精米の段階で、製品の歩留まりの低下、そして消費者からのクレームの要因となる着色粒等を除去するものでございます。

一般に、機器内のカメラで識別をした着色粒等を風圧で吹き飛ばすことによって除去いたします。完全に着色粒等を除去するために、何度か繰り返し機器を通すこともございます。

除去する着色粒等の選別精度、これは、玄米又は精米の状態に応じて調節することが可能でございます。

右側に、導入当時と現在の比較をしております。

まず導入当時でございますが、モノクロカメラで一粒ずつ処理をされておりました。価格については3,000～4,000万円程度であったということでございますが、現在では複数台のフルカラーCCDカメラで複数の粒を同時に処理ができるということ、部分着色粒、未熟粒、米と同色の異物も除去可能になっております。

価格につきましては、200～700万円程度で販売されているものが多いということでございます。

10ページを御覧ください。

中食・外食需要の拡大について記載をしております。

世帯構成の変化、女性の社会進出等の社会構造の変化によりまして、食の簡便化志向が強まっております。米を家庭で炊飯される割合が年々低下する一方、中食・外食の占める割合は増加傾向にございます。

下に関連の図表、グラフを記載しております。

また、11ページを御覧ください。

米流通の多様化ということでございます。

J A等の生産者団体から卸売事業者を経由した流通ルート、これが大宗を担っているということでございますが、このほか、生産者から直接実需者や消費者に流通するルート、J A等から直接消費者に販売されるルートなど、多様なルートが存在をしております。

このような状況を踏まえて、12ページを御覧ください。

農産物規格・検査の見直しについて検討をいただくため、「農産物規格・検査に関する懇談会」を開催しておりますので、御紹介をさせていただきます。

13ページを御覧ください。

まず、この懇談会でございますが、本年1月に設置をしております。

目的につきましては、農業競争力強化支援法におきまして、「農産物流通等に係る規格について、農産物流通等の現状及び消費者の需要に即応して、農産物の公正かつ円滑な取引に資するため、国が定めた当該規格の見直しを行う」ということが規定をされております。

これを踏まえまして、農産物規格・検査について、農産物流通の変化、技術の進展等も考慮しつつ、流通の合理化等の観点から課題を整理し、見直しの方向性の検討を行うため、農林水産省政策統括官主催のもと、開催したものでございます。

議題は、「農産物規格・検査の見直しの方向」でございます。

委員につきましては、記載のとおりでございます。

本懇談会につきましては、検討経緯にございますとおり、1月28日に第1回懇談会を開催し、第3回懇談会を3月29日に開催の上、中間論点整理を取りまとめております。

14ページを御覧ください。

懇談会の中間論点整理について記載をしております。

まず「1 総論」でございます。農産物規格・検査につきましては、流通ルートや消費者ニーズに即した合理的なものに見直しを図っていく必要がある。本懇談会では、調製・流通段階での機器の現状や現行制度の運用状況、米流通の現状を踏まえ議論を重ねた結果、農産物規格・検査について、現行制度の基本は堅持しつつも以下の方向で見直しを進める必要があると整理をされております。

各論について、御紹介をいたします。

まず、「(1) 穀粒判別器」でございます。

右側に、中間論点整理の中身を記載しております。

農産物検査に新型の穀粒判別器を活用していくことは、検査の合理化の観点から一定の意義はあるということございまして、専門家で構成される検討会においてより技術的な検討を行い、結論を得る必要があるということで整理をされております。

後ほど御紹介をいたしますが、穀粒判別器に関する検討チームを設置いたしまして、本年8月に中間取りまとめを行っております。

(2)、(3)を御覧ください。

本日の規格項目の御検討にも、この(2)、(3)はつながってまいります。

(2)のところでございますが、「規格項目の追加及び削減」でございます。

主な論点といたしまして、米穀卸売事業者などが重視される項目として「胴割粒」などが挙げられております。

また、胴割粒などの項目の追加につきましては、検査コストを考慮しつつ検討してもよいのではないか。穀粒判別器の結果を参考値として出すなどの活用方法を検討してみてはどうかという御意見がございます。

また、胴割れの程度によってクレームの有無が異なるため、規格化する場合はどう線引きするか検証が必要。規格化するとなると大変なコストになるという御意見もございました。

これを踏まえ、中間論点整理でございますが、胴割粒などの新たな規格の追加や削減の可否につきまして、専門家で構成される検討会においてより技術的な検討を行い、結論を得る必要

があるということ。

ただし、新たな規格の追加が検査現場でのコストの増加につながらないように留意する必要があるということで整理をされております。

「（３）着色粒の基準」でございます。

主な論点といたしまして、生産者・集荷業者・カントリーエレベーターなどの大型乾燥調製施設の約５割が「現状のままでよい」という御意見である一方、生産者の約３割、集荷業者・大型乾燥調製施設の約４割が「緩和すべき」との意見がございます。

地方自治体からも、廃止や見直しを求める意見がございます。

また、基準を緩和すると農家は農薬を使用しなくなると、混入割合が大きくなるという御懸念もございます。

消費者の求める水準、色彩選別機の能力や除去に要するコスト、手間、時間等を踏まえ検討すべきという御意見がございます。

また、現行規格より厳格に運用されていますが、それでも消費者からクレームが来る。色選の除去はそれなりの手間がかかるので、全ての着色粒が除去できるわけではないと、緩和は困難が伴うのではないかという御意見がございます。

また、一番下でございますが、ネオニコチノイド系農薬に関心を持つ方がいらっしゃいます。着色粒の基準をクリアするなどのために生産者はカメムシ等の防除にこれを使用しているが、EUなどで、ネオニコチノイド系の農薬の使用は規制された。基準の緩和、農薬使用量の低減を検討すべきという御意見がございます。

これを踏まえ、中間論点整理でございますが、右側に記載のとおり、着色粒の基準については、消費者が求める水準、色彩選別機での除去は相当なコストを伴うことなどを考慮すれば、基準の緩和は難しいのではないかと。

一方、着色粒の基準の緩和を求める現場及び消費者からの声があることにも留意する必要があると整理をされております。

16ページを御覧ください。

「（４）検査業務に関する制度の見直し」ということで、検査業務の簡素化を求める声がございます。これを踏まえ、中間論点整理を整理させていただいております。

また、「（５）農産物検査員の検査精度の向上」について御意見をいただいております。これを踏まえ、研修などの充実について中間論点整理で整理をしております。本規格項目の検討の中身とは異なっておりますので、詳細な説明は割愛させていただきます。

また、17ページを御覧ください。

こちら本規格項目の検討とは別でございますが、「米流通の現状を踏まえた各種制度に関する論点」ということございまして、「(1) 交付金の交付要件等」について、そして18ページでは「袋詰め玄米及び精米の表示要件」について論点と中間論点整理の内容を記載してございます。こちら本検討会の本日の検討事項からは異なるため、詳細な説明は省略させていただきます。

それでは、19ページから「中間論点整理を踏まえた対応」について御紹介をさせていただきます。

20ページを御覧ください。

まず、農産物検査員の検査精度の向上についてでございます。

対応した事項を左側で記載をしております。

検査精度の向上につきましては、まず検査精度向上研修を行っております。本年5月に要領の改正を行っております。

従来は、指導的農産物検査員のみを対象としておりましたが、農産物検査員全体のレベルアップを図る観点から、それ以外の農産物検査員も参加できるように措置をしております。

また、業務改善研修を今年から実施をすることとし、7月に実施をしております。

検査精度向上研修とは別に、農産物検査関係法令に違反したことにより行政処分などを受けた農産物検査員などに対しまして法令遵守の徹底などについて習得させることを目的として、新たな研修を設置しております。

21ページを御覧ください。

農産物検査業務の見直しについて記載をしております。

検査業務の簡素化について措置をしたというものでございます。

本年7月に省令告示の改正を行いまして、まず繁忙期に一定期間のみ農産物検査を行う場所については、業務規程に規定することを要しないこととしたほか、中ほどでございますが、標準抽出方法を改正いたしまして、カントリーエレベーターなどから直接包装されたものにつきましては、オートサンプラーにより検査荷口の1万分の1以上の量が無作為に抽出した試料から採取できることといたしました。

また、一番下でございますが、検査事務の簡素化のため、報告期日の延長、水分含有率の報告の廃止、報告回数を19回から8回に削減をしております。また、報告内容の見直しを図っております。

22ページを御覧ください。

穀粒判別器の活用についてでございます。

中間論点整理を踏まえまして、穀粒判別器の測定精度、効率的な検査方法等を検討するために「穀粒判別器に関する検討チーム」を本年5月に設置をいたしまして、4回の検討を経て本年8月末に取りまとめております。

目的、委員名簿、検討経緯については記載のとおりでございます。

23ページを御覧ください。

穀粒判別器における検査精度の検証の取りまとめの内容、そして対応について記載をしております。

この穀粒判別器に関する検討チームにおける4回の検討の結果、8月30日に取りまとめを行っております。

取りまとめの内容について、23ページ、24ページに記載をしておりますが、死米、胴割粒、着色粒、それから砕粒につままして穀粒判別器も活用できるということで結論をいただいております。

これに基づきまして、現在、25ページ、26ページに記載の告示でございますが、鑑定方法、標準計測方法の告示の改正につきまして、現在パブリックコメントを実施しているところでございます。

鑑定方法につきまして、平成13年に現行の鑑定方法を策定をしておりますので、それ以来の改正となるものでございます。

また、27ページには、関連といたしまして、農産物検査に関する基本要領につきまして改正を予定しております。告示と同じタイミングで改正を行ってまいりたいと考えてございます。

なお、28ページでございますが、備蓄米の政府買入要件の見直しについて記載をしております。政府備蓄米の買入れにつきましては、現在、農産物規格を要件として設定をしているところでございますが、今後、令和2年産から、先ほど申し上げましたとおり、新たな穀粒判別器が検査現場へ導入されることを踏まえ、現行の検査規格の要件に加え、独自の買入要件による試験的な買入れを実施予定でございます。

本規格検討会の検討項目とは異なりますが、関連の動きとして御紹介をさせていただきます。

以上、多岐に及びますが、資料2についての説明を以上とさせていただきます。

○大坪座長 ありがとうございます。

「農産物規格・検査の情勢と最近の検討及び対応」ということで、資料2に基づいて事務局

より御説明をいただきました。

農産物規格項目についての御意見は後ほどお伺いさせていただきますが、ただいまの御説明に対して御質問があればお受けしたいと思います。委員の皆様いかがでしょうか。

夏目委員、どうぞ。

○夏目委員 1点お伺いしたいと思います。

最初のスケジュールのところでお伺いすればよかったですのですが、告示の改正の前に10月4日からパブコメをやっているらしいです。このパブコメは通常1カ月かと思うのですが。もしそうだとすると、11月の告示改正を予定しているのに、パブコメの内容といいますか、そこは反映しにくいのではないかなと思ったのですが、パブコメの位置づけが告示の方にどの様に反映されるのかについてお聞かせいただきたいと思います。

○上原米麦流通加工対策室長 ありがとうございます。

現在、先ほどの穀粒判別器の検討チームを踏まえまして、鑑定方法、標準計測方法の告示改正に向けたパブリックコメントを10月4日から行っているということでございまして、規定のとおり1カ月間パブリックコメントをいただくこととしております。

その後、パブリックコメントに寄せられた御意見を踏まえて告示の内容を考えてまいりたいということでございます。

11月中というのは、意欲的などころでございます。これは意見の内容によって左右されるものだと考えております。

○大坪座長 よろしいでしょうか。

ほかに委員の方から御質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして資料3、「検討参考資料」について事務局から御説明いただきます。よろしく申し上げます。

○上原米麦流通加工対策室長 それでは、検討参考資料について御説明をさせていただきます。

まず、1ページから全般的な事項について御説明をいたします。

2ページを御覧ください。

水稻うるち玄米の2等以下の格付割合の推移について記載をしております。

2ページは表になっておりまして、それをグラフにしたのが3ページでございます。グラフの方を御覧いただく方が分かり易いかと思いますので、グラフに基づき御説明をさせていただきます。

まず、一番上の欄に記載をされておりますのが、2等以下に格付をされる割合が10%以上あ

るというものでございまして、これは形質がございまして。

矢印で傾向を記載させていただいておりますが、長期的な傾向といたしまして、横ばいにあるのではないかと考えております。

真ん中の欄の項目でございまして、2等以下の格付割合が1%以上10%以下のものがございます。3つございまして、整粒不足、着色粒、被害粒でございまして。胴割粒についても、この被害粒の中に含まれてございまして。

傾向でございまして、整粒不足はやや減少傾向、着色粒、被害粒は横ばいの傾向にあるように見受けられます。

そして、一番下の欄でございまして、2等以下の格付割合が1%以下のものということがございます。3つございまして、異種穀粒、死米、水分過多がございまして。この中の異種穀粒につきましては、従来0.7%ぐらいでございましたが、近年は0.3%程度と減少傾向にございまして。

続いて、4ページを御覧ください。

中間論点整理におきまして明示をいただいております項目、2つございまして。胴割粒と着色粒でございまして、まず胴割粒に関する資料を御説明させていただきます。

5ページを御覧ください。中間論点整理の抜粋でございまして。

先ほど御紹介をさせていただいたものをもう一度お付けをさせていただいております。主な論点と中間論点整理の記載内容でございまして。先ほどの資料2の内容と同様のものがございます。

6ページを御覧ください。

胴割粒による2等以下格付割合の推移について記載をしております。

下にグラフがございまして。緑で色を塗っておりますのが、被害粒計の中に占める胴割粒の割合でございまして。被害粒計の中の要因といたしまして、胴割粒が最も多いということがございます。

7ページを御覧ください。

胴割粒の基準及び農産物検査の流れについて記載をしております。

農産物検査に関する基本要領におきまして、胴割粒の定義及び基準を定めております。左に定義及び基準を抜粋して記載をしておりますが、胴割粒の基準、(1)の図のような粒平面に横1条の亀裂がすっきり通っているもの、そして粒平面に完全に通っていない亀裂が横2条、他の粒平面から見て発生部位の異なる亀裂が横2条にあるものなど、基準が定められております。

このような胴割粒を検査現場でどのように鑑定をしているかということでございますが、右側に流れを記載させていただいております。

まず、穀粒判別器の活用は来年からでございますので、現行、目視により胴割粒であるか鑑定を行っております。

また、目視のみでは判断できない場合は、穀粒透視器を活用して胴割粒であるかどうか鑑定を行っております。

また、さらにこれでも判断できない場合がございますが、小型試験用とう精機で玄米をとう精して、疑わしい粒が砕けるかどうか確認しております。

8ページを御覧ください。

改めての御紹介でございますが、胴割粒に関する穀粒判別器の精度について、先ほど申し上げました穀粒判別器に関する検討チームで御検討いただき、8月末に取りまとめを行っております。

この結果といたしまして、表に書いておりますが、一番右側でございます胴割粒に係る穀粒判別器の測定精度でございますが、目視よりも精度が高い傾向があるということでございます。

また、3社の新型の穀粒判別器の性能をチェックしておりますが、胴割粒の混入が1,000粒中1粒、5粒、10粒、そして50粒の場合を見ておりますが、1粒から10粒の場合、十分性能が担保できるということでございます。

このようなことから、一番下の枠内に記載をしておりますが、令和2年産からの取り扱いということで、令和2年産から穀粒判別器も活用した農産物検査を可能とすることで、告示などの改正作業を行っているところでございます。

なお、胴割粒は農産物検査の単独の規格項目とはなっておりませんので、被害粒計の判定を行う参考として、穀粒判別器による測定が可能である旨を通知する予定でございます。

また、令和2年産から検査現場で穀粒判別器の活用が進めば、穀粒判別器のデータなどにつきましても、現場の御協力をいただける範囲でまた収集していくことも可能だと考えております。

10ページを御覧ください。

次に、着色粒についての資料を御説明させていただきます。

10ページ、先ほど資料2で御説明を申し上げました中間論点整理、着色粒に関する記載事項と同様でございます。説明については、重複いたしますので省略をさせていただきます。

11ページを御覧ください。

着色粒による2等以下の格付割合の推移でございます。

緑色で塗っておりますのが、カメムシを原因とする着色粒の割合でございます。カメムシ類による着色粒の割合が大半であるということでございます。

12ページを御覧ください。

着色粒をめぐる状況ということで、品位規格について記載をしております。

着色粒については、昭和49年に被害粒から独立して混入限度を設定しております。当時は、着色粒を除去することが困難であるということで、産地段階で混入させないことを前提とした混入限度を設定しております。

また、その後、現在までに次のとおり状況が変化をしているということでございます。

産地においては、カメムシ類を防除するということをされている一方で、色彩選別機を導入した一部の産地では、農産物検査の受検前に色彩選別機を用いて除去する取り組みが行われております。

また、精米事業者におきましては、色彩選別機の普及によって、精米工程の中で他の異物と一緒に除去できる体制が整備をされております。

一方、厳しい規格により生産者に過度な生産管理を強いているという声がある一方で、依然として消費者からのクレームの主原因であり、流通段階での除去には多額のコストがかかるため、生産段階での十分な対策が必要との声もございます。

13ページは、色彩選別機の性能につきまして、改めて資料を添付させていただいております。

そして、14ページを御覧ください。

着色粒の基準について懇談会での意見、それから現場の声について記載をしております。

懇談会では、現行規格より厳格に運用しても、クレームが出る。色彩選別機で全部は除けない。消費者の意見を踏まえ検討すべきだという御意見がございます。

また、緩和すると農家は農薬を使用されなくなり、混入割合が大きくなることにつながるだろう。現場で出回っている色彩選別機の精度なども考慮して検討してほしいという声がございます。

また、現場の声でございますが、中間論点整理の取りまとめにもございましたアンケートの結果について記載をさせていただいております。

また、3つ目のポツのところでございますが、行政機関の約4割、登録検査機関の約5割が「現状のままでよい」と回答される一方で、「緩和すべき」との回答もございます。消費者につきましても、約5割が「現状のままでよい」という回答もございますが、約1割で「緩和す

べき」という回答もございます。

また、平成27年度から平成30年度に自治法第99条に基づく意見書が9件提出をされておりますが、そのうち8件は「着色粒」の規格の廃止や見直しを求める意見が含まれております。

15ページを御覧ください。着色粒の発生防止及び除去の取り組みについて記載をしております。下が段階別の取り組みを記載しております。

まず、生産者段階でございますが、圃場でカメムシなどの防除を農薬散布で行っていらっしゃる。そして、収穫後にカントリーエレベーターなどで色彩選別機で着色粒の除去を行っていらっしゃるようです。

農産物検査を受けた後でございますが、精米事業者の方でも着色粒を色彩選別機などを活用して除去をされているということでございます。

16ページを御覧ください。

着色粒に関する穀粒判別器の精度について記載をしております。

先ほど御紹介いたしました穀粒判別器の検討チームの取りまとめにおきまして、中ほどのような結果を整理しております。

着色粒につきまして、目視よりも精度が低い傾向がございますが、一定精度を満たす穀粒判別器は活用可能だということ整理をしております。

枠内に記載をしておりますが、令和2年産から穀粒判別器も活用した農産物検査を可能とすることで告示等の改正作業を行っているところでございます。

着色粒の穀粒判別器を活用した場合の判定方法につきましては、機器の測定結果が0.1%、0.3%、0.7%でない場合は、この機器の結果により判定をします。0.1%、0.3%、0.7%である場合は、目視により判定をすることを予定しているところでございます。

なお、18ページ以降につきましては、農業競争力強化プログラム、検査の手順、そしてプログラムを踏まえた現在までの対応などを整理した資料を御参考として添付をさせていただいております。

事務局からの御説明は、以上でございます。

○大坪座長 ありがとうございます。

検討参考資料として資料3の御説明をいただきました。農産物規格項目についての御意見は、後ほど委員様からお伺いいたしますが、ただいまの御説明に関しまして御質問があればお受けしたいと思います。いかがでしょうか。御質問はよろしいでしょうか。

それでは、各委員より順に、農産物規格項目について御意見を伺いたいと思います。

大変恐縮ですが、お一人3分以内を目安といたしましてお願いいたします。

それでは、梅本委員からよろしくお願いいたします。

○梅本委員 農産物規格で特に今、着色粒と胴割粒が問題にされているんですが、着色粒に関して緩和するというのは我々現場から見ても妥当ではないと思います。ただ、現状でよろしいかと思います。

胴割粒に関しては、目視より穀粒判別器の方が精度が高いということで、今も認識をしております。ただ、それは地域によってばらつきもあるので、やはりここで一定の割合を決めておくのは妥当かなと考えます。

以上です。

○大坪座長 ありがとうございます。

続きまして、江渡委員お願いいたします。

○江渡委員 私どもの協会は、登録検査機関として日頃、農産物検査にも携わっているという立場にある団体であります。基本的な考え方、これまでも事務局から御説明がありましたように、農産物検査規格というものは関係者が集まりまして、その都度生産・流通・消費のいろいろな変化に応じて、その規格を見直していくということに関しましては異存がないわけでございます。一方、登録検査機関という立場からいたしますと、検査機関に過度な負担ですとかコストの増嵩といったようなものに関しては慎重に対応していただければなと思っております。

あと規格の見直し、改廃に当たりましては、そもそもこの規格がどういう経緯で設定されたのかといったようなこと、その当時の生産・流通・消費の状況と昨今の事情がどの程度変化してきているのかといったようなことを踏まえて、データの積み上げなどをもって見直しをしていくということが非常に重要ではないかなと思います。ただ単に簡素化するとか合理化することは、登録検査機関としては、いい面もあるかもしれませんが、やはりお米の品質を一定の尺度、物差しで評価するという意味では、その様なプロセスが必要ではないかと思っております。その様なことを踏まえて見直す必要があるということになれば、お米の生産から消費に至るまでの関係者が、こういうことでいきましょうということになるのだと思いますので、そういう観点で見直しをお願いしたいと思っております。

私からは、以上です。

○大坪座長 ありがとうございます。

続きまして、荻島委員お願いいたします。

○荻島委員 今、御説明をお伺いした中では、令和2年産から穀粒判別器が検査に導入される

ということで、今まで、ある意味1等、2等、3等への合否という定性的なデータのみが記録され、残ってきたわけですが、穀粒判別器が活用されることによって、その合否に至るまでの経緯といいますか、何が何%入っているから合格、不合格という定量的なデータが、今後はある程度蓄積されていくということになるのではないかなと思っています。

穀粒判別器については、今日の御説明にあったような幾つかの項目、特に本日のテーマであるところの胴割粒や着色粒といったものの他にも、様々なものを測定していると聞いておりますし、特に最近、温暖化の影響で多発が問題視されている、いわゆる白系の未熟粒、乳心白といったものについても一定の測定ができると聞いておりますので、その様なものも含めて様々な被害粒や未熟粒のデータを今後積み上げていくことができるということで、それを検証することによって、先ほど江渡委員からもデータをベースにという話がありましたが、そういったデータに基づいた様々な規格項目ですとか、あるいは規格数値の見直しの議論というのができるようになるのではないかと考えております。

これからデータを集めるという意味での中長期的なことになるかとも思いますが、非常に期待しているところでございます。

○大坪座長 ありがとうございます。

続きまして、金子委員お願いいたします。

○金子委員 よろしくをお願いいたします。

私は全国50種類のお米を扱っている米屋ですが、北海道から九州まで扱っていて、毎日毎日精米している現場の声という位置づけでお聞きしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

着色粒の部分に関しては現行でよろしいのではないかと考えております。資料3の検討資料の12ページにあるように、カルトンで千粒重で0.1%というと、すごく大変な思いをしているかもしれないですが、たった1粒と思うかもしれないですが、これがお客様のお茶碗1杯になると、大体これの3倍になりますので、お茶碗1杯に3粒、4粒の着色があると、それはやっぱりよろしくないということもありますので、私は現行の規格が必要かと思っています。

ただ、今一番苦勞しているのが着色粒ではなくて胴割粒の割合が非常に高く、胴割粒は機械で抜くことができません。粉々に粉碎してくれれば抜くことはできるのですが、中途半端なものは抜くことができません。着色粒は機械があれば抜くことが可能です。ただ、胴割粒は抜くことができないので、その部分を御検討いただければありがたいです。

以上です。

○大坪座長 ありがとうございます。

続きまして、栗原委員お願いいたします。

○栗原委員 栗原でございます。

まずは、この1月から3月にかけて懇談会をやっていただいて、農産物検査が担う大きな役割をしっかりと整理していただいたと、重要性を御認識いただいたということに感謝を申し上げます。

全国統一的にできるだけ大量に流通していくという中で、やっぱり信用取引が前提に、我々整理させていただいている農産物検査、これがないと生産現場に多大なコストがかかってくるおそれもあるものですから、そういった意味合いでは我々としては非常に有意義な整理をしていただいたと感謝しております。

今回の論点の中間取りまとめされたところの胴割粒や着色粒の関係ですが、我々JAグループというか、生産現場の考え方としては、今は御存じのとおり高齢化や経営規模の拡大という現実がございます、とりわけ着色粒についてはカメムシ被害に対し畦畔の整理、雑草の刈り取り、これで労力を使っております。あともう一つは農薬、薬剤を使ってやるといっても、やはり生産者の方、大規模化しているものですから非常に手間暇が、うまく回らないという、その様な現実もございます。

着色粒については、先ほど金子委員の方から、消費者段階では非常に厳しいということもございましたが、12ページの1粒、3粒、そういうところが、例えば生産者の段階、カントリーの段階などで大分抜いてはいます。それで、卸さんの段階でも抜かれている。要するに、カメムシ被害が昔とあまり変わっていないというデータもございましたよね。一方で、今カメムシ被害が大分拡大傾向にあるということで農水省のデータにもございます。ということは生産現場に抜くための多大なコストがかかっている現実もあるのではないかと。

その様なことも含めて、生産・流通・消費者の負担のあり方など、しっかりと検討して整理をしてほしいと思っております。

要するに、どこがコストを負担するか、どうのこうのという議論もやっぱり出てくるのだと思いますので、そういった事柄を考慮して規格基準を検討いただければと思っておる次第でございます。

以上でございます。

○大坪座長 ありがとうございます。

続きまして、郡司委員お願いいたします。

○郡司委員 郡司です。よろしくお願いいたします。

今いろいろとお話が出ておりましたが、我々の立場からいたしますと、大枠では見直しということには賛成なのですが、ただ、そこを厳しくするのか、緩和するのかというところでいきますと、当然最終消費者のことを考えたときには厳しくしていくべき規格であると思っております。

ただ、規格の中身も、先ほどもお話が出ていたように、過去、その規格を決めたときの定義を、どのように決めたかという経緯というものに対する振り返りというのは、この検討会を含めて共通認識を持った中で進めていく必要があるのではないかと考えております。過去のそういった部分で農産物の検査の精度も上がってきていますし、流通段階でのそういう色彩選別機、そういったものの精度も上がっております。

当然、農産物検査法があった中で、最終消費者の方に買っていただく商品の規格というものできますので、そこが川上から川下まで農産物規格があって製品規格があるというところで、しっかりとリンクすることが非常に重要ではないかなと考えております。

例えば着色粒など、最近はもちろん、色彩選別時点ではほぼ抜けますが、微小黒斑とって本当に点になるようなものの着色粒も入ってきます。そういったものというのは、着色粒としてカウントして良いのか、いや、逆にそこから外してもいいのではないかという議論も必要ではないかなと思います。

そういう部分で着色粒の定義や胴割粒の定義自体の見直しも必要かと思えます。

当然、胴割粒に関しても、最終の炊飯という部分で先ほど金子委員からもお話が出ていたように、業務用のユーザーや一般の消費者に対して非常に影響を与える項目だと思えますので、そこは厳しく、どういったものが良いのかというところは必要かと考えております。

当然、選別するに当たっては、どこの段階でもコストはかかりますし、歩留まりにも影響してきますので、そこが栗原委員の仰ったようにコストの負担をどの段階でどの様に負担していった中で、米の消費拡大に向けて消費者の方に御納得いただける売価で販売できるかということが必要になってくるのではないかと考えております。

それともう一点、この検査項目とはまた変わりますが、当然、農産物検査したものが流通の段階で、現在、ホワイト物流が盛んに叫ばれております。ドライバー不足から、長時間労働も含めて。その物流の合理化という問題にも取り組んでいかななくてはいけないというところです。

フレコンの流通に関して、現在、各産地によって、様々な形態や量目のものが流通しているということで、いずれ、その物流の合理化についても検討が必要かと思えます。

当社の工場にも各産地から入ってきますが、やはり使用頻度によって改修頻度も変わりますし、それから保管経費もかかります。消費者なりユーザーの方に影響のある防虫、防霜など、衛生管理での取り組み項目での経費で、それを保管しておくというところの部分、そういう見えないコストというのも非常にかかっています。今の時期ですぐに取り組むべきかどうかというのは議論の進んでいく中になるのですが、いずれ、国としてのフレコンの規格というのも全国统一すると、色々な形でコストが下げられて寄与できるのではないかと考えております。

以上でございます。

○大坪座長 ありがとうございます。

続きまして、齋藤委員お願いいたします。

○齋藤委員 齋藤でございます。

私の方は、平成15年から検査機関を立ち上げまして、検査員として毎年検査していますが、昨年位からは息子が主力になっているので検査点数は非常に少なくなっています。まず胴割粒の問題ですが、うちでは胴割粒は、当然のことながら手順書に従って、目視で発見した場合は鏡を使って検査し、それでも確定できない場合は簡易とう精機で割れるか割れないかをきっちり判別しながら格付をしております。

そして、あと被害粒、これはカメムシですが、今年は白未熟粒とカメムシが非常に多いですが、カメムシの方は、今皆さんの話に出てきておりますが、規模の大きい農場では、今、色彩選別機を入れまして、それで抜いて1等にしているという現実がございます。

そういうことで、カメムシであれば、1粒ぐらいであれば1等になるわけなので、黙っていれば2等格が1等格になるということで、大変いい機械だなと感心しております。

そんなことで、一応現場では手順書どおりの検査をしておりますので、この会議の中で基準、それから手順が変われば、現場ではそれに沿った形で検査を行うと考えております。

それから、検査項目の中で異種穀粒というのが3つほどありますが、毎年もみの混入が10点位あります。その場合、通常は全部ロットで検査して、例えば500袋だったら、500袋から42袋から試料を採取して検査を行い、その中で、もし、もみが混入しているようなものがあれば毎個検査ということで、全部サシを入れて、その個数を確認して、それを2等にするのではなくて、それは持ち帰って、もみを抜く作業をします。

そんなことで、もみでの異種穀粒の混入は、うちでは1度も出してはおりません。

麦は、最近では麦のセンターに麦専用の汎用コンバインを使っているものですから、平成15年から1粒も見たことがございません。

それから、その他のものも、今は機械がよくなっているものですから、雑草の種などの異種穀粒での格落ちは、私は1度も出したことがないということで、例えばこの3つを一本化する。もみの混入は0.3%、0.5%、1.0%。麦の混入の場合は0.1%、0.3%、0.7%と規定されていますが、3つを1つにまとめても何ら問題ないのではないかと思いますので、この機会にぜひ見直しをお願いしたいと思います。

全く話は違いますが、現場で最近一番困っているのは、品種がどんどん増えて、品種の特定を検査員の目視で担保しろと言われても少しハテナマークが出るようなありさまなので。品種欄の証明、これは検査員が目視でやることになっていますが、栽培データを持ってきてもらって、植えているものを確認して、それで検査しています。それでも、例えば5%以内の混入であればいいと思いますが、7%、10%異品種が混じっていることを担保しろと言われても、なかなか難しいんです。その辺もまた別の会議で検討していただければ、助かります。

以上です。

○大坪座長 ありがとうございます。

続きまして、夏目委員お願いいたします。

○夏目委員 これまでも他の委員の方からお話が出ましたように、川上から川下までという話、言い換えれば、農場から食卓までという流れの中で、私ども消費者は一番川下の食卓のところにいるわけでございます。

今回、この穀粒判別器を導入するかどうか。もちろん、導入する方向で進んでいるわけですが、これによって一定の部分に、例えば生産者、流通、それから消費者どの部分でも、一定のところに過度な負担がかかるということはやっぱり避けないといけないと思います。

消費者としては、もちろん安全なお米を望んでおります。できるだけ異物のない、それから着色粒も、砕粒も、胴割粒もないような、そういうお米を望むわけですが、ただ、それが生産者にのみ過度な負担となることであれば、それは決して望んでいるわけではなくて、お米の安定的な生産、それから農業の持続をしていくという意味で消費者も理解できるんだろうと思います。

特に着色粒につきまして消費者が非常に厳しい見方をして、1,000粒に1粒まじっていても、それがクレームの原因になるとずっと言われてきていますが、では、1,000粒に1粒着色粒が混じっていて、それが食味にどのような影響を与えるのか、健康にどのような影響を与えるのかという観点の啓発というのはあまりなされてこなかったように思います。

確かに真っ白いところに一粒黒いものが入っている、色彩がついたものが入っていることは

違和感を感じるかもしれませんが、それが健康に影響ないとすれば、もちろん影響があつては困りますが、消費者は納得できるだろうと思っております。

ですから、今回検討していただいた機器の導入をということについては、基本的に賛成はいたします。

これまでも農産物検査員の目視というところに非常に頼り切っていたというようなところがあります。もちろん、検査員の方々の資質を疑うわけではありませんが、負担をかけているというのも、これも事実でありますし、また大変な研修をされていても100%ではありませので、目視の検査員のお力と、それから新しい機器の力の両方をうまく活用して検査を進めていくことが必要ではないかと思っております。

以上でございます。

○大坪座長 ありがとうございます。

最後に、横田委員お願いいたします。

○横田委員 横田でございます。

これまで既に委員の皆さんが発言いただいたような内容を私もそうだなと思って聞いていましたが、私、今日は全国稲作経営者会議青年部顧問という立場で来て、全国の稲作経営者、全国の担い手のような農家が入っている組織です。地域によっても様々ですが、多くの会員が今は高齢化によって農業をリタイアされる方が急速に増えて、急激に担い手に農地が集まるということが起こっています。

そうすると、生産段階で言えば、スマート農業や直播など色々な技術革新が起こっていますが、この収穫・乾燥調製の部分はあまり技術革新も進んでいない。しかも、ここは最終的に品質に大きな影響を与えますので、非常に慎重にやらなければいけないところですが、正直あまり変わらないやり方で、しかも、それが担い手に集中する形で行われているということが最近の情勢として厳しい状況にあると思います。

その様な中で、さらに最近の高温とか気候変動という中で、これまでと全く同じやり方でできるかという、そういうことではないということです。

私自身も150ha程お米を作っている農家です。まだ稲刈りをやっている最中ですが、茨城ではゴールデンウィーク明けにあまり梅雨がない状態でいきなり夏みたいに暑くなって、その後長梅雨になったわけですが、そこが影響したようで、カメムシがものすごく多かったです。地元のJAの検査だと、1等はほとんど出ていないと思います。ほとんど2等以下。場合によっては規格外みたいな。それがほとんどカメムシによる着色粒ということになっています。

では、これは農薬の防除で全部防げたかという、もう防ぎ切れないぐらいです。非常にひどい状況になっています。

ですから、色彩選別機で抜けばということですが、私のところでは色彩選別機も入っていますので、それで何とか、カメムシもそうですし、今年は乳白も一部あったりして、それを色彩選別機で抜くわけですが、当然それは大変長い時間がかかって、今年はいつもの年の倍ぐらい時間をかけて籾摺りを行いました。籾摺り作業は通常のペースですが、色彩選別機で詰まってしまうので、ペースが半分になってしまうということが、実際に今年起こっています。

一方で、時間をかけてやれば良いということなら良いわけですが、実際には限られた時間の中で調製していかなければなりませんので、それは我々生産段階でもかなり大きな負担になっています。そもそも抜くことも、農薬だけで防ぎ切れないから、色彩選別機も必要だけれども、色彩選別機を全ての農家が持っているわけではありませんし、色彩選別機で解決できるかという、それもまた時間がかかって、それは大きなコストになるということもあります。先ほど流通段階の方からも発言ありましたが、これを全部農家で負担し切れるかという、そうはいかないところもあるので、生産段階でももちろん、なるべく着色粒のないもので出荷をしたいのですが、そのうちの負担を、逆に精米段階で言えば、秋に全部やらなきゃというよりは、もう少し時間的な余裕はあるかもしれませんので、そちらに一部は負担していただくというようなことも考えていく必要があるのではないかと感じます。

あと、先ほど夏目委員の方からもありましたけれども、私も米の小売やっていますが、今年もその様な状況ですので、精米して販売しているなかで、着色粒のクレームというか、お客様から心配の声が実際にあって、何粒か着色が選別し切れずに残ってしまったみたいですが、これは黒いのが入っていたんですが、これ食べても大丈夫ですかという質問があり、これはこういうもので、食べても味も別に変わりませんし、心配ありませんよということをお話ししたら心配なされていませんでしたので、そういう啓発みたいなことも恐らく重要と感じました。

あともう一つ、胴割粒ですが、これも大規模農家になってくると実際に難しいですが、これをどうやって防ぐかというのは適期の収穫と、丁寧に乾燥調製するという事に尽きると僕は思います。大規模になってくるとそこも大変ですが、努力と意識で何とかカバーしていかなければいけないところだと思いますし、最近の流通・消費の段階を考えると、家庭の消費よりも大きな炊飯業者などになると、胴割粒・砕米に関する影響がより大きくなってくると思いますので、我々農家もそこを意識して調製していくことはより重要だと思いますので、農家への品質に対する啓発という意味でも胴割粒を少し規格化していくというのは、農家に対して

正しいメッセージを発信していけることになるのではないかと感じております。

以上です。

○大坪座長 ありがとうございます。

貴重な御意見をいろいろとありがとうございました。

私なりにまとめさせていただきますと、農産物規格、検査規格が製品の基準にもつながっていく。しかも、信用取引の世界ですので、この検査というものは非常に重要であって意義があるということは、どの委員の皆様も共通に御認識いただいていると感じました。

規格制度を変更する際には、規格ができた過去の経緯などをよく考えて、そしてデータに基づいて変更するということが必要であるという御意見を伺いました。

それから、着色粒、胴割粒などは時代の流れに沿って重要性もありますし、また微小着色粒という新しいものも出てきておりますので、その定義についても改めて検討する必要があるということでございます。

特に異種穀粒という項目につきましては、麦や、もみなどは最近ほとんどなくなっているということですので、3項目について統合しても良いのではないかと御意見も承りました。

それから、生産者、消費者としてのお立場から、特に着色粒については御意見が分かれていると思ひまして、生産者としては多少緩やかにしていただきたい、あるいは消費者としては少し厳しくしていただきたいという御意見を承りました。

それから、検査に対応するコストの負担を誰が持つのかというところ、その辺の御議論もございました。

それから、生産者と消費者を結ぶ物流も重要であるということで、特に最近ですとフレコンが増えているので、そういった規格も検討されてはどうかという御意見を伺いました。

それから、機器の導入などについてはデータもとれる、定量性も出てくるし、良いことではないかという賛成の御意見を伺いました。

一方で、消費者の心配、あるいは農家の啓発といったことで、斑点米、黒いお米が大丈夫なのかどうかという消費者に対する啓発、あるいは一方で大量炊飯などが増えている段階で、農家にとって斑点米の問題があるとか、胴割粒があると困るなど、そういった生産者、消費者両方に対する啓発が大事ではないかといった御意見も承りました。

これが私なりに委員の御意見を伺いながら感じたことでございます。

それでは、事務局の方から、今までの御意見に対しましていかがでしょうか。

○上原米麦流通加工対策室長 それぞれの委員の皆様から大変参考になる御意見をいただきま

して、ありがとうございます。

今、座長が整理をされました項目に基づきながら、事務局としてまたお尋ねしたいこと、あるいは今の状況などを御説明させていただきます。

まず、基準になるという農産物規格につきまして、しっかり農業者の方がよい製品を作るといふことの基準になるということは、本当にそのとおりであると思ひますし、そのような農産物規格を目指していく、時代に応じてどんどん規格を見直していくといふことは必要だと、現場に混乱が生じないようにしながら、粗い議論は行わないながらも、必要だろうと思ひております。

また、その際には、データに基づいてしっかり検証すべきだといふ御意見を伺ひました。そういう意味では、データといふのをしっかりとりながらやっていくことが大事だといふこと、そのとおりだと思ひますし、それに関連して申し上げますと、穀粒判別器の活用といふことが1つテーマとしてございます。従来、基本、目視だけでやっていた農産物検査でございましたが、これが検討チームの取りまとめを受けまして、新型の穀粒判別器、これが精度が高く検査できるといふことでございますので、その4項目、胴割粒、碎粒、着色粒、それから死米について、穀粒判別器も活用できるようにしたいと思ひております。

これはかなり大きな話と思ひておりまして、そうしますと、目視だけで行っていた農産物検査といふものが、精度高く、しっかり検査できる機械もできてくれば、それをどんどん活用しながら使っていく。そうしますと、現場からデータが取れてくるという動きにもつながっていくと思ひております。

ぜひ令和2年産の農産物検査の中で穀粒判別器を使えるようにしていければと思ひておりますし、もし使っていただけるようになると、これは目視と機械と両方を産地の御判断で使われるといふことになると思ひますが、これはお願いベースで、使われたところは、是非、データを国にもお寄せいただいて、さらに精度よく検証ができるようにしてまいりたいと思ひております。

例えば、胴割粒の基準について考えますときに、現在は15%という被害粒計の中に含まれていますが、胴割粒を特出しした場合に、それではどれぐらいの水準がいいのかといふことが、まだデータではとれていないといふのが現状でございます。

この様なことについても穀粒判別器を使っていくことにより、現場のデータがとれていく。しかも生産者が努力でカバーできるものが検討できるようになってくるのではないかと思ひております。

それから、着色粒と胴割粒については、それぞれの委員から、かなり賛否両論あるように伺いました。各委員も他の委員の方々の御発言も聞かれながら、さらに御意見がございましたら、本日まだ時間があれば、是非、いただきたいと思っておりますので、そのあたりまだまだ議論が、意見が両方ある中で、本日ほかの委員の御意見を聞かれてどうなのか、あるいは実情をさらにお聞かせをいただくと、大変ありがたいと思っております。

そういう中で、斑点米についての消費者への啓発ということも大変重要な項目だと思います。今、クレームの第一の原因が斑点米だということで伺っておりますが、啓発をすればどうなるのかということも、もし御意見を伺えれば、感触をつかませていただければと思います。

あと2つの項目で、異種穀粒について統合すればどうかという御意見もございました。確かに格落ち率を見ますと相当低いものでございますし、時代に応じて、例えばもみが混入しなくなったという状況になったのであれば、その時代に応じた規格というのがあると思っておりますので、そういうものを考えていくという御意見も大変参考になったところでございます。また、フレコンにつきましても、物流の合理化の観点から統一の規格を考えてはどうかという御意見もございました。これも物流の合理化ということでは、フレコンの規格を収斂させていった方がよいという御意見も私どもも伺っておりますので、そういうところにつながるということもあるかと思っております。

ただ、フレコンにつきましては、どの様に収斂するかということは、よくよく考えないといけない問題でもあると思っておりますので、これはまたよく整理をした上で、もし、この規格検討会で御議論いただくとしても、その前によく整理をさせていただいた上で御議論いただくことになるかと思っております。

齋藤委員の方からは品種がたくさんあるというお話も伺いました。今回の検討会は規格項目の検討会でございますので、まずは規格項目の検討ということが対象になってきますが、確かに産地銘柄数は全体では増えておりまして、都道府県ごとに例えば富山県産コシヒカリ、新潟県産コシヒカリなど重複する品種もあって、それを全部足し合わせますと現在824の産地品種銘柄があるということかと思っております。その中で必須銘柄と選択銘柄というのがございまして、必須銘柄は必ず登録検査機関が検査いただかなければいけない銘柄でございまして、これが平成21年は327あったんですが、現在は259ということで大分少なくなっております。逆に選択銘柄という、登録検査機関がこの銘柄だったら私は検査できますという銘柄がございまして、これは検査機関によって検査できる銘柄が変わってまいりますので、数は多くなっているというような現状がございまして。

いずれにしても、御意見をよく勉強させていただきまして、そういう検査の実態をよく伺いながら、良い制度になるようにまた引き続き努力をして、もちろん、この検討会のほかでも努力をしてまいりたいと思っております。

もし、事務局で回答漏れなどございましたら、また、御指摘をいただければと思います。

以上でございます。

○大坪座長 ありがとうございます。

各委員の御意見を踏まえまして、検査規格の改正などについては時代のニーズ、あるいはできたときの経緯なども踏まえながら、そしてデータに基づく改正を今後も考えていくということ伺いました。

それから、着色粒や胴割粒、これについては非常に難しい問題で、まだ委員の間でも賛否両論ありますので、今後さらに議論を深めてほしいということでございます。

それから、消費者、あるいは農家の啓発をすると、では、その後どうなるのかというところを、もう少しまた議論を深めていただきたいということでございます。

それから異種穀粒の統合、それから物流における合理化ということで特にフレコンの規格については、事務局の方で色々と整理した上で、また委員会の方で御議論いただきたいということ今伺いました。

また、品種が多いということにつきましても、今後、この委員会ということではないでしょうが、検討していただくということでございます。

それでは、委員の皆様、各委員の御意見もございますし、事務局からお答えもございましたので、ここでさらに少し時間をとって御議論いただければと思います。もちろん、御質問でも結構です。順番ではなく自由に御議論いただければと思いますが、いかがでしょうか。

先ほどの中でちょっと重要だなと感じたところが2つございまして、1つは着色粒について委員の皆様で御意見が分かれていたと思いますが、その辺いかがでございでしょうか。どなたでも結構ですが。

では、生産者の方のお立場ですと、横田委員でしょうか。先ほど大分仰っていただきましたが。

○横田委員 私も生産者であり、小さい世界ですが自分で販売もしていますので、流通をする人の気持ちも分かるつもりでもあります。

生産現場、先ほどの繰り返しになりますが、こういう気候変動で、カメムシに限らず、色々な害虫が増えたり、今年は高温と低温の両方が発生しているみたいです。我々、非常に難しい

中で生産していかなければいけないという現状を考えると、検査規格を緩くすれば良いということにはならないと思います。ただ、もし、他でも、流通の段階でもコストなり時間なりを負担いただけるということであれば、着色の部分、これは我々も色彩選別機で抜きますし、精米段階でも色彩選別機で抜く。当然歩留まりだとかコストもかかるのは、もちろん、生産段階でもそうなので私もよくわかりますが、我々だけで、つまり検査規格を今までどおりということは、それは今までどおり生産段階で全部負担してくださいよということだと思うので、では、そこは緩めればいいのかというと、農家みんなが、ではそれに合わせればいいのかになってしまうのもよくないですが、このまま生産段階だけで全てを負担し続けるのはちょっと難しくなってくる。

状況としては、先ほど言った気候変動なり、担い手への集中とか、それは短期間でやらなければいけないという、限られた期間の中でやらなければいけないという現状はありますので、そこは是非、御配慮いただけたらと感じています。

○大坪座長 ありがとうございます。

それでは、一方で金子委員の方から、着色粒につきましていかがでしょうか。

○金子委員 生産現場も流通も一生懸命やっている一方で、残念なことに米の消費量が減少しているという現状もあります。我々も生産者の皆さんもそうだと思いますが、より良いものをお客様にお届けしたいという部分がきっと根底にある状態だと思います。

着色粒については、生産者ができなかったことは流通がやれば良いし、抜けなかったものは我々が抜いて、より良いものをお客様に届ければ良いというスタンスです。これは2等格の玄米ですよと言ったら、2等格用に準備や機械の設定を変え、きれいに抜く作業になりますが、この基準を緩和してしまうと、良いものも悪いものも全部一緒に中に入ってしまう、機械ではきれいに抜け切れなくなってしまうというところもあります。

例えば当社では、玄米が入荷した際に、品質が落ちるようであれば、玄米色選をかけており、当社のような小さな施設では100袋（1袋30kg）で8時間ぐらいかけています。選別機での処理自体にそれほど時間はかかりませんが、準備や清掃、計量、袋詰めなどを含めると、約1日の作業になります。それでも抜いて取り除けられれば良いなと思っています。

ただ、一番ありがたいのは、カントリーなどの施設で調製していただくことです。カントリーエレベーターの中でも今は区分集荷をしているところもあります。タンクを小さ目にして、色々な品種とか、色々な生産、栽培レベルに応じた形で、色彩選別機を通してもらっています。そういった玄米をあえて購入している割合が段々大きくなりました。これを全ての生産者に全

での工程をお願いしますって言ったら、これは大変な話だと思います。ですから、カントリーや共同乾燥調製施設を利用すれば、品質を上げながら生産者の負担も減らすことができるので、今の基準で良いのではないかと思っています。

○大坪座長 ありがとうございます。

それでは、今、生産者、それから消費者に近い委員からお話をいただきましたので、栗原委員はいかがでございましょうか。突然の指名で申しわけございませんが。

○栗原委員 我々JAグループは生産者団体なので、横田委員に近い考え方があって、構造上、生産現場は先ほど横田さんも仰ったように、年齢構成の高齢化、ほ場の大規模化になっていっています。手間暇がかけづらいという部分が本当に加速度的になっているというのが実情だと思います。

一方で、消費者のことも考えなくてはいけないというのは重々分かってはいますが、あまりにも生産現場に疲労感があるという、コストがかかっている。先ほどカメムシのお話をしましたが、農水省さんが公表しているデータでもカメムシの被害が増えているという実態がある。それを抜くというのは、それだけ生産現場にコストが寄っているということも想定され得る。ですから、そこら辺で先ほど言ったように、コストをどう見るかと、どの段階で整理をしていくかというのが極めて重要かと思っております。消費者あつての我々生産者側ですが、生産者側もないと消費者にお米をお届けすることができませんので、そこら辺はどこで折り合いをつけるかというのが極めて重要かと認識しております。

今日整理をするわけではないのですよね。ということです。

○大坪座長 ありがとうございます。

それぞれのお立場から御意見をいただきました。今仰ったように、今日結論を出そうというわけではございませんので、これからもまた意見を深めていただければと思います。御議論いただければと思います。

それから、ちょっと話題が変わって申しわけないのですが、先ほど検査の中で齋藤委員から、異種穀粒は統合してもいいのではないかというニュアンスに私はお聞きしたのですが、この辺はいかがでしょう。

○齋藤委員 現実問題、異種穀粒の格落ちというのは非常に少なくなっていると思いますので。

それと、もみの混入ですけれども、今の一番新しい糶摺り機を使えば入りようがないんです。もみが入ってこなくなると、自動で循環になるような仕組みになっているので、当然これからももみの混入というのはどんどん減ると思います。

それと、先ほど話したように、麦はほとんど、うちの山形ですが、山形は機械そのものが別の機械を使っているのです、全く混入もしていない。この辺はもう統一しても問題ないなと思いますので、是非、御審議ください。

○大坪座長 ありがとうございます。

それから、あとお話を伺っていて印象に残ったのは、生産者と消費者を結ぶところの物流が大事だという郡司委員の御意見を承りました。この辺がフレコンの規格などについてという御意見でございましょうか。

○郡司委員 そうですね。今回のこの委員会の農産物検査の見直しというところも、当然農産物規格をしっかりとしたものとして、各流通段階なり小売、消費者の方に向けてしっかりとしたものをお届けするというところが一連でつながってなくてはいけないと思いますので、そのために各ところで何ができるかというところですよ。ですから、どこかに偏ってしまうとうまくいかない。

当然消費者の方に、先ほども啓蒙というお話が出ていましたが、そういった部分で、例えば今年なんかですと、某県では乳白ですとか粉状質粒が非常に多い状況です。今まで30年産を食べられていた方が令和元年産を食べて、同じ産地・品種のものを食べて、切り替わったときに、新米になったのに、今まで食べていたものと何か見た目が全然違うじゃないかということで問い合わせが今年はかなり多いです。それは農産物なので毎年変わりますが、その変化が大きいときほどそういった問い合わせは当然多くなります。

特に今年は、ユーザーと相談しながら、我々の段階でデメリットシールを貼ったり、店頭でPOPを出して消費者の方を啓蒙していかないと、逆に消費者の方の不安をあおるような段階になってしまいます。色々なお言葉をいただきますが、中にはそういう粉状質の部分でくず米をまぜて売っているのではないかとか、その様な御意見もいただきますので、そこは国の方としても、今年の産地・品種に関してはこういう状況ですよということを広く消費者の方に知らしめていただけると良いかと思っております。

○大坪座長 ありがとうございます。

先ほどのフレコンの規格のお話と同時に、稲は作物ですので年によって違います。今年は高温障害、乳白なども非常に増えているということですので、その辺は国の方からも広報して、消費者の皆さんにもお伝えして、誤解を招かないようにということを努力する必要があるという御指摘でございますね。ありがとうございます。

では、栗原委員、フレコンについて御意見いただけますでしょうか。

○栗原委員 全農もJAグループとしていろいろなフレコンが流通していて、効率化がなされていないと労働力の、運送関係も運転手がいらっしやらないとかいろいろございますので、そういった意味合いでは、今、内部で検討させていただいておまして、農水省さんにも若干ご報告させていただいていると思いますが、各産地を呼んで色々な検討会を全農内部で整理させていただいて、まだまだ先は長いですが、今の流通実態なども含めて今後どうしていくかということをお我々としても今まさに整理というか、検討させていただいているところでございます。

そうはいつでも、また難しいのが、先ほど言ったコストをどうするのかなども含めて整理をしていかななくてはなりません。フレコンはレンタルが多いですが、そういった回収コストについて、農産物で、もしフレコンを規定した場合、その規格にかかるコストがどうなのかとか、そういう部分。今流通しているものはどうなのかとか。そういうことも含めて、あらゆる整理をしていかななくてははいけない。

あと倉庫でも、例えば九州であれば600kgフレコンが主流だとか、地域によって色々違います。では、そういうのをどの様にしていくのかという課題もあるので、そういうのを一つ一つ整理をしていく必要があると思っております。

○大坪座長 ありがとうございます。

全国でいろいろな、フレコン全体が重要になるということはもちろん時代の流れだと思えますが、それを規格化するにはコストの問題も出てきますし、地域性も現在ある。それから600kg、あるいは1tなど色々ありますので、その様な現状を踏まえた上で規格化する必要があるということでございます。そのデータ、先ほど事務局からもお話が出ていました。その様なデータを基に、また少し時間をかけて考えた方が良いということでございますかね。

○上原米麦流通加工対策室長 ありがとうございます。確かにフレコンにつきましては、いろいろ整理をした上で御議論いただかないといけないと思っておりますので、またよくよく伺いながら、フレコンのどういう規格が良いのか、あるいはコストがどうなのかというところもよく伺いながら検討を深めさせていただき、また時期が来れば御議論いただくという方向かと思っておりますので、まだちょっと時間があるかと事務局の方も思っております。

○大坪座長 それから、先ほど着色粒について大分詳しく御議論いただきましたが、胴割粒につきましても少しお話をいただきたいと思っておりますが、荻島委員、胴割粒につきまして先ほどお話があったようですが、いかがでしょうか。

○荻島委員 先ほど横田委員と郡司委員の方から、大型炊飯業者の方が非常にうるさくなって

いるというようなお話がありましたが、これは相手方というのは精米を受け取る方たちなのか、それとも玄米での流通の話なのか、もしよろしかったらお教えいただけますか。

というのは、農産物検査で胴割粒というのは、先ほど齋藤委員からもありましたように、精米時点で割れるか割れないかが判断基準になっていると思いますので、精米になってからの話をすると、玄米の検査規格の話としては、若干視点がずれてきてしまうのかなという気が少ししまして、そこら辺を整理してお話をしていただいた方が良いかと思うのですが。

○大坪座長 横田委員、いかがでしょうか。

○横田委員 私は実際に大きい炊飯事業者さんにお米を納めているということではなくて、私は基本的に自分で作ったお米は自分の範囲で販売していますので、そういうことはないです。

最近、胴割粒がと言われるということは、きっとそうだろうなという背景的なところを推測しているだけなので。臆測の話でした。すみません。

○大坪座長 今のお尋ねは、基本的には玄米検査の段階での胴割粒と、あと精米のときに出てくるひび割れや水浸割粒など、そういうお話でございますか。

○荻島委員 大型炊飯業者というお話が先ほど郡司委員、横田委員から出たものですから、そこは、むしろそういう精米の水浸割粒などの話になってしまうのかなと思いました。それは、玄米の検査の話と違って来るかなと。

○大坪座長 わかりました。ありがとうございました。

それでは、あと梅本委員いかがでございますか。今までの御議論の中で御発言をいかがでしょうか。

○梅本委員 うちも検査をやっているものですから、今いろいろ伺っていると理解できるのですが。

胴割粒が出るのは着色粒とは全く別なもので、着色粒というのは割合としては非常に少ないです。胴割粒が出るというのは、大半割れてきますので、うるちと、もちで、また違ってきます。だから、胴割れについては、最初、横田さんが仰ったように、管理不足というのが、結果としてかなり明確に出るので、一定の基準の中で規定をされることが望ましいと申し上げました。

それから、カメ着色というのは、30年ぐらい前は、青森県なんかは寒いものですから越冬率が非常に低くて、殺虫剤の使用というのは全くないと聞いていました。ところが、今はもう温暖化のせいだと思いますが、相当広い範囲でカメムシは発生していますし、ラジコンヘリでやっていた防除が最近ではドローンも使うようになって、専門のオペレーター業者が結構受注して

防除に当たります。ただ、期間が8月に入ってからお盆までの半月ぐらいの間に少なくとも2～3回やるようになりますので、それが天候によって非常に思うようにいかないというところと、1種類の虫だけではなくて数十種類の虫がいて、発生時期が微妙にずれてくるものですから、対抗し切れないというのがあると思います。

別件ですが、穀粒判別器が水分も同時に測定できるようだと現場では非常に使い勝手がいいと思いますので、物理的にいかなものか検討していただければと思います。

以上です。

○大坪座長 ありがとうございます。

胴割粒の重要性、検査項目にする重要性と、それから温暖化で虫が非常に増えているということで、最近そういった問題がさらに大きくなってきているという深い御経験に即した御指摘、ありがとうございます。

水分と穀粒判別器とか、併用できるような装置ができたらいいいという、これもまた新しい御提案でございます。

○上原米麦流通加工対策室長 ありがとうございます。穀粒判別器と水分計、統合したものができるかどうかは、また技術的に、またコストの面でも考えながら、御要望としてそういう声があったというのは私ども認識をいたしまして、また検討してまいりたいと思いますし、そういう意味では荻島委員の方からも、乳白というのか、未熟粒の話も将来的にはできたらいいいのではないかというお話もございました。そういう色々な穀粒判別器の活用というのを、どんどん精度が確保できたり、技術が進歩したら、それを使えるようにしていくというのが、そういう方向で努力はしなければいけないと思いますので、そこはまた引き続き4項目が可能となったというのは1つの大きな契機になったと思いますので、それ以外の項目も技術の状況を見ながら、これはもう常に検証していけるように、水分計との統合などについても考えてまいりたいと思います。

○大坪座長 それから、最初にこの委員会で検討する際に、規格の改定については、当時の規格ができたときの経緯ですとか、データに基づく改定をという御提言をいただきました。

江渡委員、今までの御議論を踏まえていかがでしょうか。

○江渡委員 個別の規格の話、特に胴割粒の話とか着色粒の話を、皆さんの議論をお聞きしておりましたが、先ほど金子委員が仰ったように、着色粒に関してですが、お米の生産、あるいは最終的に消費するということで、生産サイドも、消費者サイドも、どちらも、より良いものを作っていくのが理想だというお話で、生産サイドができない場合は消費者サイドが、流通

サイドがそれをまたカバーしてといったようなことは私も良いお話だと思います。そういう意味では、規格を見直していくというのは賛否両論あって、なかなか難しいところがあるかと思いますが、その辺は良い製品を作っていくという観点からすれば、逆にお互い補完できるような部分があるのではないかなと思います。あと胴割粒に関しては、消費サイドの皆さん方、特に精米業者、あるいは米飯業者などの皆さんからすれば、どうしても歩留まりの問題、あるいは食味の食感の問題といったようなものが影響するということで、なるべく少なければ良いというのは理解できますが、一方で、生産サイドからすると、適期の刈り取り、あるいは乾燥調製をうまく行うことによって相当部分を防げるところもあるのではないかなと思っています。さらに胴割粒単独の規格化ということになりますと、冒頭申しましたように相当なデータの蓄積でもって、どれ位の量がどれ位の製品に与える影響があるのかといったものは、来年から導入される穀粒判別器で色々なデータを集めて、またさらに検討していただければと思っております。

○大坪座長 ありがとうございます。

夏目委員は懇談会のときの委員でもいらっしゃいましたし、これからの議論を進める上で何か御意見を承ればと思いますが。

○夏目委員 ありがとうございます。私は表示の方に関わってきましたので、今回の議論のところにはあまり関係ないのですが、ただ着色粒につきましては生産サイドが大変御苦労なさっている。まあ、流通サイドもそうですが。それは重々よく分かっていますが、一方で農薬を多用していくということについて消費者に心配があるということ、これは事実でございますので、その辺のあんばいをどの様にとっていったら良いのかと思います。

ただ、ネオニコチノイド系の農薬の使用量が多いというのは、農薬の中では事実でございます。見直しの項目にも挙がっているわけです。それが2021年度からなので、ちょっとまだ何年か先の話ですが、そこでどの様に再評価されるかというところは注視していきたいと思っております。

それからもう一点ですが、これはお伺いしたいのですが、今、着色粒を抜くのに色彩選別機を使っていると思いますよね。今度、穀粒判別器も導入されていったときに、そこに着色粒については2つ方法が挙がっておりました。つまり、目視と、それから目視じゃない部分と、機器の部分と両方ということでしたが、どの様にそこに変わっていくのかとか、または色彩選別機と、それから穀粒判別器併用というものもあるのかどうか、その辺のことがよく分からないので教えていただきたいということ。

もう一つ、穀粒判別器につきましてテストをしていただいたときに、3社さんに来ていただいてテストを見させていただきました。現在、穀粒判別器で実際に販売されて購入されて使われているのが1社ということですので、令和2年度に導入をするときに、1社のままでは、私ははっきり言って困るだろうと思います。つまり、機器を選択できる範囲がないというのは決して良いことではないので、あと他の2社さんも頑張ってもらって、導入されるときには例えば複数の企業がそこにあるのかどうか、そういう見通しについても少しお話を聞かせていただけたらと思います。

○大坪座長 事務局の方からお願いいたします。

○上原米麦流通加工対策室長 夏目先生の方から2つ御質問をいただきました。

1つは、穀粒判別器が着色粒を測定できるようになると、色彩選別機とどのように組み合わせせていくことになるのかということでした。

これは、穀粒判別器につきましては、まず着色粒の混入程度を測定するという機器でございますので、色彩選別機のように除去するという機械ではございません。ですので、産地側のントリーエレベーター、あるいは精米工場などで色彩選別機を活用して、着色粒を除去されるというところはあるかと思いますが、検査段階で何粒の着色粒が入っているかというところを見るのが穀粒判別器。恐らく両方使われることに、使われる産地は使われるようになると思います。つまり、除去するのが色彩選別機で、カウントするのが穀粒判別器という、その様な使い方になります。

もう一点、実際来年度から穀粒判別器が活用可能となった場合に、着色粒については今使える機械が1社しか販売されていないというところで御質問がございました。

着色粒についての見通しについては、これはメーカーの方の努力によるということに尽きるかと思いますが、技術的な検証をいただいて、申請の段階で1,000粒中0.5粒という範囲の誤差、これを国が承認といいますか、合格をする機械の精度でございますので、この1,000粒中0.5粒の誤差を担保できる機械であれば、どのメーカーであっても当然合格。ホームページにその型式を掲載させていただきますし、どこも合格をいただければ、どこも掲載しないということになります。

ですので、夏目委員が仰るように、是非、1社だけではなくて、競争的な環境の中で活用されるということが望ましいと思いますが、精度をしっかりと担保いただいたところで、活用を現場ではやっていただくことになるかと思います。

現時点では1社になるか、何社になるかというのは申請いただいていませんので、それによ

ることになるかと思えます。

○大坪座長 夏目委員よろしいでしょうか。

○夏目委員 はい、結構です。

○大坪座長 それでは、私の不手際で少し時間が押してまいりましたので、まとめさせていただきたいと思えます。

本日、皆様から深く熱心な御議論をいただきまして、ありがとうございました。また、事務局から詳しい御説明をいただきまして、ありがとうございました。

4点申し上げたいと思えます。

1つは、異種穀粒の統合という御指摘をいただきました。2等以下の格付割合が低い、減少傾向であると事務局から御説明がございました。それについて、もみ、麦、その他という3区分になっていますが、それを維持する必要があまりないのではないかと委員からの御指摘をいただきましたので、次回はそれにつきまして、異種穀粒の規格について委員の皆様から御議論をいただきたいと考えております。

それから、郡司委員、栗原委員からお話ございましたフレコンの規格化、これも重要な問題でございまして、具体的なスペックについての議論が必要であるという御指摘をいただきましたので、これから、いろいろ調査しておられるそうですので、整理できた段階で検討を行うことがよいのではないかと委員会の今回のまとめとさせていただきたいと思えます。

胴割粒、それから着色粒についても色々御議論をいただきまして、ありがとうございました。事務局から御説明がございましたように、令和2年度より穀粒判別器の活用が開始される予定になっております。胴割粒含有率のデータが蓄積可能となります。このデータを活用して、具体的な胴割粒率の設定を行うことがよいのではないかと考えられますので、次回以降もこういった得られる新たなデータを事務局からも示していただきながら議論を続けていただければと思えます。

同様に、着色粒につきましても現在非常に増えているというお話がございました。令和2年度より穀粒判別器の活用が開始されます。これにつきましても、着色粒につきましてもデータが蓄積されてまいりますので、それを踏まえて着色粒についても改めて議論を続けていただく、検討を行っていただくということがよいのではないかとと思えますので、次回以降こういった胴割粒、着色粒につきましても穀粒判別器などを用いた新たなデータを踏まえながら、委員の皆様で御議論していただければと考えております。

いかがでしょうか。委員の皆様よろしいでしょうか。

それでは、この方向で進めさせていただきます。

事務局におかれましては、先ほどの整理、あるいは委員の御意見も念頭に置かれつつ、次回の検討会に向けた準備を進めていただければと思います。

本日は長時間にわたる議論、円滑な議事進行に御協力いただきまして感謝を申し上げます。

ここで、進行を事務局にお返しいたします。

○検穀物課課長補佐 ありがとうございます。

次回の日程につきましては、追って事務局の方から御連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日はありがとうございます。

午後5時03分 閉会